

令和5年度 介護職員に対するエルダー制度普及支援事業実施要項

1 趣旨

全国的に職員の定着が課題となる中、本県の福祉職場における勤続3年未満の離職割合は、全国と比較して少なくなっているものの、正規職員の離職理由では「職場の人間関係」が最も多くなっています。そのため、新たに介護職として採用した職員に対する職場定着のサポートを組織的・計画的に行う仕組みをより普及させ、新入職員の定着を図るため、事業所におけるエルダー制度の取り組みを行います。

エルダーとは

先輩職員が「エルダー」となり、新入職員に1対1で寄り添い、職場定着をサポートします。エルダー職員は、「身近で気軽な相談役」として、新入職員をサポートし、新入職員も困りごとや分からないことがあった時に誰に聞こうか迷うことなくエルダー職員に聞くことができます。職場定着をサポートすることから、技術を教える教育係とは役割が異なります。

2 主催

島根県・社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

3 実施期間

令和5年4月から令和6年3月までの1年間

4 対象

(1) 対象事業所

新たに介護職として職員を採用した事業所又は令和5年9月頃までに採用予定のある事業所
(現在の採用状況は問いません)

※概ね入社後2年未満の介護職、新卒・中途採用問いません

(2) 研修受講対象者

・施設長（または施設長に代わる管理職の方の参加も可能ですが、1年間活動できる方）
・エルダーを担当する職員（施設長初回研修終了後に選定していただきます。）

※新入職員1人に対して、エルダー1人が望ましいです。

5 募集事業所数

20事業所（定数を超えた場合は、新規導入の事業所を優先します。）

6 開催方法・内容

※詳細は別紙参照

7 参加費

無料（会場までの交通費・昼食代等をご負担ください）

8 参加申込・締切日

「参加申込書」をFAXで令和5年4月14日（金）までにお送りください。

9 その他

(1) 新型コロナウイルスの感染状況の推移等により、急遽日程・会場・開催方法等、変更・中止することがあります。その際は、本会ホームページでお知らせします。

(2) 1事業所からエルダーが複数参加がある場合のオンライン研修参加については、1人1台のZOOMの環境が必要となります。

【お問い合わせ】 島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター 担当：金井・吉野
〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階
TEL 0852-32-5957 / FAX 0852-32-5956

別紙 令和5年度介護職員に対するエルダー制度普及支援事業に係る研修スケジュール

【研修スケジュール】

講師・支援員は経験豊富な相談支援の専門職（社会福祉士、臨床心理士、公認心理師）が担当します。

1 施設長初回研修 視聴期間内に各自動画視聴

対象者	動画視聴期間	講義	内容
施設長	令和5年4月24日 ～令和5年5月7日	講師 社会福祉士 長廻 芳行氏	・制度の理解 ・施設長の役割 ・エルダー選定のポイント ・職場全体への周知等

※令和5年5月10日（水）に希望者に研修内容について質疑応答の時間を設けます（後日案内）

2 エルダー初回研修 令和5年5月26日（金）

※初回研修に参加できないエルダーは後日動画視聴により受講していただきます。

対象者	場所：下記より選択	時間	講義	内容
エルダー	・いきいきプラザ島根 ・いわみーる ・ZOOMによるオンライン	13:30～ 16:30	講師 社会福祉士 長廻 芳行氏 臨床心理士・公認心理師 荒川ゆかり氏	・制度の理解 ・新入職員との関わり方

3 エルダー中間研修

令和5年10月初旬 ※日・場所については後日案内

対象者	場所	時間	講義・演習	内容
エルダー	後日案内		講師 社会福祉士 長廻 芳行氏 演習 各担当支援員	・課題の把握・共有 ・意見交換 ・今後の計画

4 施設長中間研修 令和5年10月20日（金）

対象者	場所：下記より選択	時間	講義	内容
施設長	・いきいきプラザ島根 ・いわみーる ・ZOOMによるオンライン	13:30～ 15:30	講師 社会福祉士 長廻 芳行氏	・課題の把握・共有 ・意見交換 ・今後の計画

5 最終研修 令和6年2月16日（金）

対象者	場所：下記より選択	時間	講義・演習	内容
エルダー	・いきいきプラザ島根 ・いわみーる ・ZOOMによるオンライン	10:00～ 12:00	講師 社会福祉士 長廻 芳行氏 演習 各担当支援員	・一年の成果について ・今後について
施設長		13:30～ 14:30		公開成果報告会 ※次年度導入を考えている事業所の参加がある可能性があります
		14:30～ 15:30		・振り返り ・今後、事業所で運営していくための行動計画

【巡回相談】

県社協が委嘱した支援員（社会福祉士、臨床心理士、公認心理師）が各事業所を訪問し、エルダー職員及び施設長の面談により、取り組みの状況等について情報・意見交換を行います。

	時期	時間	内容
1回目	エルダー制度スタートからおおむね1カ月後	1人あたり 30分	支援員が各事業所へ伺い、活動状況を伺います。エルダー職員→施設長の順番で面談します。
2回目 ※希望制	中間研修終了後随時		